

堺市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

堺市火災予防条例施行規則（平成20年規則第109号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第9号」を「第10号」に改め、同条第2項中「第85条第10号から第14号」を「第85条第11号から第15号」に改め、同条第3項中「第85条第15号」を「第85条第16号」に改め、同条第4項中「第85条第16号」を「第85条第17号」に改める。

様式第5号中

「

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

設置（変更）届出書 を

」

「

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

設置（変更）届出書 に

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市火災予防条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市火災予防条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。